

小値賀町議会第1回定例会は、平成27年3月3日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 10名

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 近 | 藤 | 育 | 雄 |
| 2 | 番 | 松 | 屋 | 治 | 郎 |
| 3 | 番 | 宮 | 崎 | 良 | 保 |
| 4 | 番 | 末 | 永 | 一 | 朗 |
| 5 | 番 | 土 | 川 | 重 | 佳 |
| 6 | 番 | 小 | 辻 | 隆 | 治 |
| 7 | 番 | 浦 | | 英 | 明 |
| 8 | 番 | 岩 | 坪 | 義 | 光 |
| 9 | 番 | 伊 | 藤 | 忠 | 之 |
| 10 | 番 | 立 | 石 | 隆 | 教 |

2、欠席議員 なし

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成27年3月3日(火曜日) 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名 (末永一朗議員 ・ 土川重佳議員)
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 施 政 方 針
- 第 4 一 般 質 問
- 第 5 発 議 第 2 号 小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議 案 第 3 号 小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議 案 第 5 号 小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議 案 第 6 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議 案 第 4 号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第10 議 案 第 8 号 小値賀町立小値賀こども園設置条例案
- 第11 議 案 第 9 号 小値賀町学校給食共同調理場設置条例案
- 第12 議 案 第 10 号 商家尼忠東店の設置及び管理等に関する条例案
- 第13 議 案 第 26 号 平成27年度小値賀町一般会計予算

- | | | |
|-----|--------|---------------------------|
| 第14 | 議案第27号 | 平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第15 | 議案第28号 | 平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第29号 | 平成27年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第17 | 議案第30号 | 平成27年度小値賀町渡船事業特別会計予算 |
| 第18 | 議案第31号 | 平成27年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算 |
| 第19 | 議案第32号 | 平成27年度小値賀町下水道事業特別会計予算 |
| 第20 | 議案第33号 | 平成27年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| 第21 | 発議第3号 | 地方創生まちづくり特別委員会設置について |

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから、平成 27 年小値賀町議会第 1 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

また、NHK から本日の会議のテレビ撮影許可の申し出がありましたので、これを許可します。

また、宮崎議員より議会だよりに使用するために録音をしたいという申し出がありましたので、これも併せて許可します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、4 番・末永一朗議員、5 番・土川重佳議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 11 日までの 9 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 11 日までの 9 日間に決定しました。

この際、ご報告いたします。

先般、全国町村議会議長会と長崎県町村議会議長会より、次の各議員が永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告いたします。

在職議員 15 年以上、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、以上でございます。

心からお祝い申し上げます。

誠におめでとうございます。

日程第 3、施政方針を行います。

町長より施政方針の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、平成 27 年小値賀町議会第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

国は、日本創生会議・人口減少問題検討分科会の提言を受け、人口減少克服・地方創生のために新たに地方創生担当大臣に石破氏を起用し、まち・ひと・しごと創生法を平成 26 年の年末に閣議決定をしたところであります。

法律の中で、都道府県や市町村は、地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が義務付けられておりますが、27 年に入り、いよいよ本格的に動き出しております。内容を簡略に申し上げますと、地域人口の現状分析と将来の人口ビジョンを策定し、それぞれ独自の知恵を出した地域振興策からなる、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行い、成果目標を掲げて、計画から実施、事業の成果検証と見直しを繰り返しながら効果を上げていくことが強く求められています。今後、議会は勿論、町民住民の皆さんのご意見等をお伺いする機会を設けていきたいと考えています。すでに地元消費の拡大による地域住民等緊急支援のための交付金と地方創生先行型交付金が、国の平成 26 年度補正予算で全国の自治体に内示されておりました、今回の一般会計 5 号補正予算に計上したところでございます。

総合戦略の策定については、概ね 27 年の 9 月までに策定することとされており、平成 26 年 3 月に策定をしております小値賀町総合計画を基本に、これから策定作業に入る予定にしておりますが、先日、長崎新聞に掲載されました地域創造に関する首長アンケートで、小値賀町長の回答としまして、策定は困難であるとの記事がございました。この質問には、回答が「1. 自前で策定、2. 国等の支援があれば策定可能、3. 策定は困難」という 3 つの選択肢の中から 1 つ選ぶことになっておりました。新聞報道にもありますように、結果的には「マンパワーが少ない中でどこまで優れた戦略を立てることができるか」という点では厳しい」との意見をつけた上で 3 の「困難」を選んでおります。誤解を招かないように改めて申し上げますけども、総合戦略の策定は必要でありまして、厳しい面もあるが、佐世保市や県北振興局との連携のとれた総合戦略にしたいと考えております。

そういった中で、今年から毎年、数名の職員の定年退職者が生じてまいります。新規採用で補充する必要があるがございしますが、去年からの採用試験の状況を見ても、他の町に比べて応募者が極端に少なく、毎回追加募集をしている状況にあり、今後、試験科目を減少させることや、年齢制限の引上げ等、何らかの対策を講じる必要があると考えています。一方、一般職や看護師や保育士等、各種職員の研修等を積極的に実施していくことで、マンパワーの確保と職員のスキルアップを図っていくことが、これから一層重要になってまいります。

予算につきましては、地方選挙の年であり、通常では骨格予算ということになりますが、国の地方創生に向けた動きの中で、総合計画や各種計画に計上された補助事業をはじめ、地域おこし協力隊の活用や、人材育成等ソフト事業、

施設の老朽化に対する維持補修対策や、行政システムの更新、野崎島の世界遺産登録に向けた取組など、継続して年度当初から取組むべき事業については予算計上をしたところがございます。詳細につきましては、主要事業一覧を印刷してお手元に配布していますので、それをご覧いただきたいと思います。

時間の都合もありますので、一部の紹介に留めさせていただきますが、総務課関係では、選挙関係経費、社会保障・税番号システムの導入、佐世保・小値賀観光圏事業計画等が 27 年度の主な事業でございます。

住民課関係では、税金の滞納対策につきましては、昨年から法令等に基づいた対応を図っていきまして、県や長崎県国保連合会の支援を受けながら、着実な滞納整理につながっていると考えております。また、再三の連絡にもかかわらず無視する滞納者については、財産調査と合わせて給与や預貯金の差押え等の強制執行を実施していきまして、滞納額は減少していますが、今後とも町民の皆様と連携した滞納防止策を強力に進めてまいりたいと思いますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。次に、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度の導入であります。この制度はご存知のように、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、行政の効率化や国民の利便性、公平かつ公正な社会実現のための社会基盤整備でございます。予定としましては、10 月から番号の通知が皆さんにあり、平成 28 年 1 月からの利用開始となる予定です。保健事業では、小さな離島であり医療環境が十分ではありませんので、昨年同様に、予防に力点を置きながら事業を推進するようにしております。妊産婦から乳幼児期の対策としましては、専門医がいないことから特に重要事項と位置付けて、必要な対策に積極的に取り組んでまいります。特別会計事業関係では、国民健康保険の医療費が上昇傾向にあります。いわゆる前期高齢者前後の人の重篤な疾病が近年、目立つ状況にありますので、各種検診受診率向上を図りながら、早期発見・早期治療に結びつけることが最重要と位置付けまして、各種対策についての分析・検討を重点的に進めてまいります。後期高齢者医療につきましては、平成 26 年度から長崎県統一の保険料が全市町に適用され、全体的には 6 % の上昇となっております。一方、この対策として、国の特別枠の補助制度が設けられましたので、本町は肺炎球菌ワクチン・インフルエンザの予防接種や、健診のときのエコー検査及び各種がん検診の無料化に取り組んでおりますが、昨年度に引き続き、今年も同様の取組みを行います。

福祉事務所関係では、例年どおり 4 月 4 日に戦没者慰霊祭を予定しております。今年は戦後 70 周年目を迎えることもあり、一つの区切りの年でもありますので、今後の慰霊祭のあり方についても検討していきたいと考えています。また、昨年度、策定しました子ども・子育て支援計画、障がい者計画・障がい福

祉計画、高齢者保健福祉・介護保険事業計画に沿って、各種事業を展開することにしております。また、昨年消費税率が上がったことにより、低所得者、子育て世帯に対して交付金の支給がありました。本年度も額に変更はございませんが、継続されることが決まっております。生活支援では、生活保護に至る前の段階で自立支援策を講じることにより、できるだけ生活保護にならないよう、新規に生活困窮者自立相談支援事業を実施することにしております。

次に産業振興課関係では、本町の農業・漁業は依然として後継者不足による高齢化、燃油の高騰による経費の増加、輸送コストの増加、藻場の衰退・資源の減少など、その経営は大変厳しい状況が続いております。さらに有害鳥獣による被害、特にイノシシによる被害が年々増加しております。その対策に25年度・26年度と本格的に着手しているところでございます。27年度からは、さらに推し進め、「農業・漁業の繁栄なくして小値賀町の発展はない」という観点から、その施策に全力を挙げてまいりたいと考えております。まずイノシシ対策でございますが、25年度に農地への侵入を防ぐべく18.1km、26年度に海岸からの侵入を防ぐべく、15kmのワイヤーメッシュの設置を実施しております。さらに27年度には、農地への侵入を防ぐ、15kmの同じくワイヤーメッシュの設置を予算化しております。また捕獲状況については、25年度に19頭、26年度に49頭、合計68頭を箱罟・くくり罟で捕獲しておりますが、27年度も引き続き各地区において、罟の数を増やすことにより、対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、農地の流動化につきましては、国が新たに、農地の担い手への集積・集約化を促進させるために、農地の中間管理機構を創設し、県においては長崎県農業振興公社が、小値賀町では担い手公社が主体となって、その任に当たっておりますが、これまでどおり行政・農業委員会との連携を図りながら、その推進に努めてまいりたいと考えております。また、落花生は勿論ですが、農業生産において出荷規格に合わない、いわゆる「はねだし」等の農産物を活用する特産品の開発についても予算化をしております。

畜産につきましては、本町農業の基幹を占めるものであり、「和牛の里おぢか牛800頭」を早急に達成し、安定した畜産経営に取り組んでいただくべく、関係予算を計上いたしております。また、3年後の宮城県における全国和牛能力共進会に小値賀牛を出品するための予算措置も同時に行っております。

水産業につきましては、水産国日本の復活を実現させる取り組みとして、水産庁によりプロジェクト「浜の応援団」が立ち上げられ、日本水産業の再生に向け、官民挙げての動きが始まっております。本町においても、その流れに乗り遅れることがないように、28年度の水産物加工場の建設に向けて、本格的に官民一体となった協議会を27年度に立ち上げ、使っていない未利用魚等を使った

新商品の開発、特産品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。また、町の職員により運営を続けておりましたあわび館を担い手公社に移し、農産物と併せて販売するように計画をしております。また、従来からの燃油高騰に対する補助、流通コスト削減に係る補助、後継者対策に係る予算化につきましても、引き続き実施してまいります。

また、国の緊急支援交付金を活用しまして、2割のプレミアムを付けました地域振興券を発行することとしております。これが少しでも島内需要の掘り起こしになればと、期待をしているところでございます。

渡船事業につきましては、旧野首協会の世界遺産登録が実現すれば観光客が大幅に増加することが予想されますので、ダイヤの改正も計画しております。それに即した「第3はまゆう」の新船建造を計画しています。観光客が多い時には臨時便の運航や民間の海上タクシーの活用も積極的に考えておりますし、今後においても各種団体との連携を図りながら利用者の利便向上に努め、町民の生活航路としてその責務を果たしてまいりたいと考えております。

次に建設課関係では、世界遺産登録に向けた準備として、町道野崎本線の設計業務の発注や、海岸漂着物の回収を、新年度、予定しています。また、空き家対策として家屋の解体や改修を行い、防災や景観の保全に努めるとともに、町外からの移住者のための住宅の確保を急ぎたいと考えているところでございます。漁港事業や下水道事業につきましても、継続事業を実施し、施設の長寿命化や安全性を図りたいと考えています。

教育委員会関係では、長崎県では「長崎の明日を開く人・学校・地域づくり」に向けて、長崎県が目指すべき姿や、その実現への取組を示した「第2期長崎県教育振興基本計画」が策定をされました。これを受けて本町においても、「小値賀町教育振興基本計画」の策定に昨年からは着手し、何度もの協議を行い、先般完成したところです。

学校関係では、小中学校給食共同調理場建設工事も無事に完成しておりますが、今後、教職員人事異動により、栄養職員が配置される予定になっております。また、調理業務に関しては、社会福祉協議会に委託する予定にしており、4月から栄養職員及び調理員に対する調理器具の取扱講習会、また長崎県体育保健課によります調理実習研修等が行われますし、給食共同調理場独自での調理実習も行うこととなります。また、栄養職員の配置後、町内の学校給食への食材納入業者との協議会も開催し、6月からの完全給食に向けて万全の準備を進めて行く計画となっております。また、小学校では学校完全給食が始まることで、平成26年度に引き続き、長崎県公立学校給食健康教育研究校の指定を受けておりますので、食育教育の研究を全職員で取り組んでおります。また、27年度には、小学校において3年に1度の新教科書採択の年にあたっておりますので、

関係予算を当初予算に計上をいたしております。

次に国の施策でもあります、「認定こども園」につきましては、国への申請等も終了し、保護者へのアンケート調査や事業説明会を開催し、平成27年度から実施するため、今回関係する条例をご提案しているところでございます。この制度は、都会部では待機児童の減少を一番の課題として実施されますが、本町では働くお母さん方の負担軽減事業として捉え、現在の平日最大午後5時30分までの保育時間を、家庭の実情に合わせて、希望により最大6時30分までの保育が可能となります。この「認定こども園」に関しましては、国の法整備が遅れたことで町条例の制定が遅れております。そういうことで、本議会の条例制定を待たずに募集業務を前倒しの形で行っておりますので、なにとぞご理解をお願いいたします。

次に社会教育関係では、3年連続で挑戦する形になっておりました、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」のユネスコへの国内推薦が1月16日に閣議決定され、正式な推薦書が提出されております。このことは、これまでこの事業に関わっていただいた多くの方々のご努力のおかげであると、心からお礼を申し上げます。先日、中村知事を団長とする「長崎県訪欧団」の一員として、他の自治体の首長さんと一緒にユネスコ本部とバチカン法王庁に、支援をお願いに行っていました。結果は、新聞・テレビ等で報道されていますので、皆さんもご存じと思いますが、バチカンの全面応援が確約されておまして、指定に向け大きく前進しています。しかしながら、現時点では国内推薦が決定した段階でありまして、ユネスコの世界文化遺産としての決定をいただくまで、今後とも構成資産を有する関係自治体や県・文化庁と一致団結しまして本登録への努力が必要と考えており、旧野首教会がある野崎島の保存整備事業が今後、重要な課題となってきますが、まずは今年9月に予定されておりますユネスコの諮問機関であるイコモスという団体の現地視察に向けた対応が一番の課題であり、その準備に万全を期していかなければならないと考えまして、予算措置をしております。

また、町に御寄贈をいただきました国指定「重要文化的景観の重要な構成資産」であります尼忠東店も、昔ながらの様相を維持した改修工事が終了し、高齢者等の集いと憩いの場、また集会の場としての供用を新年度からスタートする予定としております。

そのほか社会教育関係では、放課後子ども教室も、民間アドバイザーの献身的なご協力をいただき、学習のサポートや様々な体験メニューを企画実施し、保護者の方々から感謝の声をいただいております。高齢者学級・婦人学級においても、ここ数年にない多くの町民の方々が参加され充実した生きがい促進活動を展開しているところでございます。

診療所につきましては、新年度も常勤医師 2 名での診療体制を継続し、町民の医療・福祉の向上に努めてまいります。医師 2 名体制を継続していくために、代診応援の活用や研修医の積極的な受入により、常勤医師の負担軽減を図ってまいります。また 27 年度においては、長崎医療センターほか 7 施設から 27 名の研修医が確定しております。地域医療についての経験や興味を持ってもらうことにより、将来の診療所の医師確保に繋がるのではないかと考えております。看護師につきましては、4 月から、期限付きではございますが、1 名を採用することとしており、引き続き、医療スタッフの充実、特に看護師確保とスキルアップにつきましても、努力してまいります。新年度も患者負担の軽減のために専門医を招へいして、専門外来を引き続き実施してまいりますし、新たな専門外来の可能性について、県をはじめ関係機関への働きかけを行っていきたいと考えております。診療所の運営につきましては、少子高齢化に対応した予防医療、検査などの充実を図るとともに、併設する健康管理センターと連携して、特定健診や各種ガン検診の受診を積極的に推進し、疾病の早期発見と疾病予防につなげてまいりたいと考えています。また、ジェネリック医薬品の導入も継続的に進め、患者負担の軽減に努めるとともに、安定した運営を目指してまいります。

第 4 次小値賀町総合計画にもあります診療所の建替えにおいては、診療所内において現施設の問題点や、新しい施設への要望などの意見集約も行っておりまして、診療所建替えに向けた準備も進めてまいります。平成 27 年度も、町内唯一の医療機関として安定した医療を提供し、町民が安心できる医療行政を進めて参る所存でございます。

次に、平成 27 年度当初予算であります。一般会計予算の予算額は 25 億 6,600 万円であり、昨年度当初予算と比較しまして 10.6%、3 億 400 万円の減額、特別会計の予算額は、7 会計で 17 億 4,860 万円であり、昨年度当初予算と比較し、0.7%、1,147 万円の増額となっております。

次に、平成 26 年度補正予算であります。今回の補正額は一般会計 1 億 4,356 万円の増額補正で、この結果、平成 26 年度一般会計の予算総額は、31 億 5,986 万 7,000 円となります。

特別会計は 5 会計で、4,472 万 5,000 円の減額補正をいたしております。

なお、小値賀町行政手続条例の一部を改正する条例案等、19 件の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案 33 件の審議案件をご提案しております。

慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、議案の提案理由及び内容については、その都度ご説明いたしますが、詳細につきましては担当から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを

申し上げます。

議長（立石隆教） これで施政方針を終わります。

日程第 4、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

3 番・宮崎良保議員

3 番（宮崎良保） おはようございます。

一昨日は高校の卒業式サプライズ、感動いたしました。

町長においても、就任して、早いもので 4 カ年が過ぎようとしております。間もなく任期を迎えるにあたり、様々な記憶が蘇ってくるものと推察をしております。4 年前は町長はマニフェストとして、医療、福祉、教育の充実による安心で住みよい町づくり、そして基幹産業の振興による活力ある町づくり、更には永年の行政経験を活かした公平、公正で計画性のある町づくりを掲げ、町長に当選をいたしました。それから 4 年間の間に敬老祝金の一律支給条例に始まり、また小中学校建設に伴う学校給食の創設など、若いお母さんたちの労力を軽減し、子育て支援の方策の位置づけを明確にさせ、更には特別養護老人ホームの増設に目処を付けられました。また、福祉事務所の創設など、町民の安心、安全な生活感実現のため努力をいたし、また産業振興事業においては燃油高騰による漁業経営が厳しくなる中、全国で初めての水産物の運搬にかかる補助金の創設など、国や県をも動かし、多額の輸送運賃の補助金も確保いたしました。公平、公正の運営についても、職員配置などに分かるように、行政に空白期間を置かなかつたり、数えるとキリがありません。

町長自身、この 4 年間の実績をどのように自己評価し、やり残したことはなかったのか。また議会に対しても様々な要望があったと思いますけども、ほかに要望がなかったのかどうか。

次に、4 月に統一地方選挙があります。2 期目を目指す考えはあるのか。また目指すとしたら、今後の小値賀町の姿を考えながら、どのような町づくりを目指すのか、その指針を伺います。

再質問は、質問者席から行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 宮崎議員の質問にお答えをいたしますが、確かに 4 年を経過しまして、今改めて振り返ってみますと、長かったようで短かった 4 年間であったというのが第一印象でございます。ご質問を機にこの 4 年間の思い起こしてみましたが、特別に印象に残っていることがないほど、町長という職はかなり激職でございまして、毎日毎日仕事に追われ、病気する暇もなく、元気で今日を迎えることができたと思っておるところでございます。

ご案内のように、今までマニフェストを基本に町民の皆さんとのお約束を忠実に確実に実現するよう努力してまいりましたが、交渉相手が居る場合もございまして実現できなかったことも多く、なかなか自分で自己評価をということですが、点数には表せないのかなど、そのように思っております。

私、再出馬をするということで、その評価・審判は町民、有権者の皆さんにさせていただきたい。その機会が生まれたと考えているところでございます。そういう意味からも、「また選挙か」という町民の皆さんは少なくないかもしれませんが、選挙が執行され、それぞれの候補の政策や、町政の目指す方向性を町民の皆さんに直接訴えること機会ができることは、大変良いことではないかと思っております。

この4年間、特に力を入れてきたことは、この離島であります小値賀を安全で安心して暮らせる町、そして元気のある町にしたい。農業・漁業の第1次産業の振興で後継者を呼び戻し、宝の島とも言われるこの資源や自然の宝庫、小値賀町を次の世代の人に引き継ぎたいとの思いで、目の前にありました離島振興法の改正に取り組んでまいったところでございます。その間、1期目の新米町長にも関わらず、長崎県の離島振興協議会、また過疎地域自立促進協議会の副会長の職を与えていただきまして、長崎県の市町村の最前線で国や県への働きかけを担当することができました。また、北村誠吾代議士をはじめ、県選出の国会議員の先生方、また自民党だけではなく政権与党であります公明党の先生方にも、ありがたいご支援と協力をいただき、今では私の大きな財産となっております。また長崎県議会や長崎県庁にも、学校の先輩や後輩、小値賀の関係者、小値賀の応援団、また友人のコネクションで、多くの方々のご支援をいただく態勢ができております。議会の皆さんのご協力もいただき、産業振興のための燃油費の補助や輸送コストの削減も実現することができております。

ただ思い残すことは、本土との航路の問題がございまして。一部、施政方針でも申し上げましたと思いますが、これは会社の都合もあり、なかなか進捗をしておりません。現在のところ離島振興法だけでは解決はできないのではないかと、その思いがますます強くなってまいります。幸いにも町議会のほうでも、国境離島活性化推進特別委員会が設置されておりますので、ここと一緒になって問題の解決に当たりたいと考えております。

もう1点、気がかりなことは交流人口の対策でございまして、世界遺産の問題がございまして。このことにつきましても、先程一部申し上げましたが、先日の知事の訪問団に同行しまして、小値賀町にとっては野崎島の整備が遅れておりますので、その整備に全力を注ぐ必要もあります。また、はまゆうの建造についても最終段階に差し掛かっております。

そのほか教育環境の整備や一貫教育の進展によりまして、県内でトップの成

績を残すまでになっております。関係者の献身的なご指導に感謝するとともに大変喜んでいただいております。ご承知のようにユニークな校舎の建設、完全給食等の実施で以前と比べ格段に環境が良くなっていると思っておりますが、ご存知のように国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を市町村に求めていますので、去年の総合計画の策定により、これらの町づくりの方針が示されておりますが、これを基礎にこれまでの施策を更に補強して、一段と地域創生、地域再生を進める必要がある、そのように考えております。仕事・雇用の確保政策についても、いろいろの構想がございますが、その内容についてはこれから順次、町民の皆さんと協議や相談をしていきたいと考えておりますので、この場での発言は私だけの発言になりまして、ある意味、公正を欠くということとなりますので、詳細はお許しを願いたいと思っております。

とにかくこの4年間、町民の皆さまのことを第一、公平・公正な町政に努めたつもりでございます。今後も努めて、離島であるこの小値賀町をいつまでも安全で安心して暮らせる町、そして元気のある町にし、次の世代に引き継ぎたいとの強い思いが、再挑戦を決意させたということになるかと思っております。

また、議会に対する要望がないかのご質問がございました。この4年間、議会の皆さまのご協力をいただきながらご案内のと通りの、かなりの仕事をさせていただき、感謝をしているところでございます。議会と首長は車の両輪に例えられまして、それぞれの立場で議論をすることになります。以前にも増して、この議会の本会議場での議論の機会は増えたのではないかと、私は感じておりますので、今後も機会を見て意見交換の場を増やすことができると思っているところでございます。そういう意味では、議会は現在計画中の議会の基本条例を作られるということは、時代の流れでもあり、ちょうど良い好機ではないかと考えております。これから各地域との連携、各機関、各団体との連携が大事な時代になりますので、今までの政策を改めて見直すことも必要でしょうし、予算の確保についても一層の知恵や工夫が求められる時代が来ております。「継続は力なり」とも申します。町民のため、政策を切らすことなく引き続き継続することで、町民の付託に応えていきたいとの思いで、2期目を目指してまいります。

ご質問に対するお答えは以上でございますが、答弁漏れがありましたらご指摘をいただければと思います。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 今、町長から4年間の反省というか、振り返りと、次に目指す心意気を伺いました。私達小値賀町においては、やっぱり安心・安全な町づくり、それと町の活性化、これが重要な問題であります。その第1点は、どうしても人口問題であろうと思っております。特に農業・漁業の振興については、後継者を

呼び戻し、資源や自然の宝庫としての小値賀町を次世代に引き継ぐということは、町長も私も同じ思いだと思います。小値賀の自然は、海に豊富な水産物、陸にあつては様々な農産物を産出する土壌があります。私達はこの自然の中にある豊かさを大事にした時、自然を守ることがいかに大事なのかということが考えられます。今、施政方針演説でもありましたけれども、自然を壊しているイノシシという招かざる客がここに発生をしております。予算を見ても、ワイヤーメッシュ等購入を本年度並みに組んでいるようでございますけれども、今後新たに頭数制限とか、罠で捕獲とかでなくて、野崎からどンドンどンドン来ております。いかに囲んでも唐見崎、殿崎は野崎島からどンドン来ております。野崎島も世界遺産の関係で、ますます荒廃をし、これ以上、荒廃してはいけないのかなど。絶対止めなければいけないと思っておるんですけども、こうしたイノシシの関係にですね、総合的に野崎島も小値賀島も、町長として今後、どのようにしたらいいのか、その考えがあつたら伺いたいと思います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） イノシシの問題、本当に小値賀町の、特に農業にとっては大事なことだと思います。現在のところ、くくり罠等を増やすという対策と、そのメッシュに頼ってるわけなんですけども、いずれにしても追い出し、頭数を減らす努力をしなければいけないのは、もう間違いないところでございますので、今後、関係者と協議を重ねまして、野崎島はもちろんですけども、小値賀の本島についてもですね、追い出し作戦なり、また聞くところによりますと、罠を改良する必要があるんじゃないかという声も聞いておりますので、必要があれば補正で対応させていただくようなことを、今考えておるところでございます。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

3 番（宮崎良保） このイノシシの罠については、30 名程度ですかね、罠の免許証を持った人が小値賀におるわけですよ。しかし聞くところによると、その半分も実行していない状況がここにあるわけですよ。そうしたことを考えますと、やはりこうした人たちを、罠をして捕まえる講習なり何なりを年間に何回かかけてですね、頭数の制限が絶対必要なんだよ、という認識を植えさせることも必要なのかなと思っております。

今、農業については、これから水稻が始まります。本当に心配をしております。心配していると同時に、農家にとっては本当に悲しい、悔しい思いをしているわけですね。将来的というか、農産物じゃなくて、次は学童の道とか老人の散歩する道、これらについても出てきているわけですね。非常に、産業振興課だけの対応は、これから厳しいんじゃないかと思うわけですけども、そういった関係でプロジェクトチームとか専任の職員を置くとかですね。今の

産業振興課の職員は本当に一生懸命やっているとは思いますが。私達も何かあれば、そこに行ってお願いをしているわけですが、やはり産業振興課というほかの事業にも影響がありますので、専任の職員が必要なのかなという考えがあるんですけども、町長はどう思われますか。

議長（立石隆教） 宮崎議員に申し上げます。

質問事項から少し逸脱をしております。ですが、それもひとつの、今後どうするのかということですから、1問、2問は認めたいと思いますが、そのことについては、次は他のところで移っていただきたいと思っております。

町 長

町長（西 浩三） 数点に亘りまして、提案もございました。私達も、今のままではいけないという認識は持っておりますので、先程ちょっと言いましたけども、罫の改良も必要ですし、それで、あまりにも農家の人に負担がかかっているのかなという気がしますので、見回り隊的な、そういうことができないのか、補修も兼ねて、点検も兼ねてですね。今、人夫さんたちを雇っておりますので、そこら辺を増員できないのかなという気がありますので、そこら辺を検討させていただきたいなと思っております。また、講習会につきましても、前回確かほとんど個人負担なしで受けていただいていると思っておりますけども、熱心にやっていただいている方、そうじゃない方おられるようでございますので、そこら辺も奨励をしてですね、せっかく免許を持っているわけでございますし、また免許がなければかけられないという法的な規制もありますので、免許取得者を増やすことも考えなくてはいけないでしょうし、そこら辺は当初予算が通りましたら、その範囲内でまずやって、ということでやらせていただければなと思っております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 次に、町の活性化についてお伺いをしたいと思います。

町の活性化を阻んでいる最大の要因は、やっぱり何といても航路問題だろうと思っております。国においても今国会中に提出されるであろう国境離島措置法の中身に、国境離島の議長会は国に対して、航路・航空路の確保対策、産業振興対策、離島地域振興のための地方債創設など、離島地域の振興対策に係る助成措置を意見書として提出をしております。離島振興法とも合わせてですね、少しでも早い解決のために要望していくべきと思っておりますけども、町長はどう考えますか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 確かに、私がいつも申し上げているとおり、この航路問題が小値賀町の発展には是非必要だと考えております。先程もちょうと申し上げましたが、九州商船という会社がございます。そういうことで、経営的にもな

かなか成り立たないということで、ひとつも先に進まないわけでございますけども、最近の情報によりますと、高速船を造りたいというのが九州商船の希望のようでございますが、それを造っていただくのはいいんですけども、そのことによって、九州商船で今、我々が要望しております新船へのリプレイス、この事業に大きな影響が出てくるのではないかと、佐世保市も懸念をしております。私達もそのことがありますので、先程、議長会の活動についてご案内がありましたけども、我々としまして今まで、先程も言いましたけども、離島議長会を通じて、いろいろ要望をやってきたわけですけども、これにももう限界があるのかなと。そういう意味では、離島議長会と考え方は全く一緒でございます。また、それ以外にも3市2町の首長・議長会がございます。そこら辺とも連携をしながらですね、この問題に当たりたいと思っております。喫緊にやりたいなと考えていることが、佐世保市と連名で、長崎県の自民党支部連合会長でもあります、また自民党の離島問題の会長さんでもあります谷川代議士のところに佐世保市と一緒に要望活動をやろうということで今、佐世保市と話を詰めているところでございます。ということで、議員もお考えと思えますけども、この問題、なかなか離島振興法だけでは解決ができないと思えますので、我々がいきます国境離島法、この特別措置でですね、こういう不便なところへの助成につきましては特別措置でやっていただくほうが、これしか方法がないのかなという考えをしておりますので、今後ともその方面で努力をしていきたいと思っております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） この問題については、九州商船としても高速船を1隻、フェリーを2隻、新たに造る構想があるよということを聞いております。しかし高速船が先に来るんだよという、その理由が分かりません。やはり私達としてはフェリーを、安くて安心して欠航なしで行けるフェリーのほうを早く造るのが、早急に必要なのかなと私は思うんですけども、やはり、せっかく国は離島について、「離島に住みなさいよ」というために国境離島法も作るし、離島振興法も作りました。これを十分に活用させて、これをどうしても造っていかなければ、小値賀の振興にはならないと思えます。今後も引き続き、要望をお願いしたいと思っております。

本年はですね、まち・ひと・しごと創生戦略の策定が必須になっているようです。9月までに策定するということを聞いております。仕事・雇用の確保に関する政策はやはり、行政のほうでも考えているようですけれども、小値賀町の浮沈をかけた戦略を策定する必要があります。町長は先程、総合計画の中を留意しながらそれに沿った形でその戦略を考えるということをおっしゃいました。私達は議会でも、議会の総合計画を作っております。こちらのほうが若干、目

的に沿った形で小値賀の人口問題等々について沿った形でやっているのかなと、私は思うんですけども、そのことも考慮していただきたいなと思っております。行政サイドにおいては、ほかの事業もやはり、十分な懸案事項があります。職員は一生懸命やっています。目いっぱいやってるんですよ。それに、またまたこういった計画の負担をかけるというのは、先程の施政演説の中でも厳しいのかなという答弁がありましたとおりですね、私も十分に考えております。2期目を目指す町長としては、大変、厳しい選択が今後来るとしております。私達は、議会もですね、小値賀のために一生懸命やってるわけです。ですので、町長、行政だけではできないところもあろうかと思うんですけども、こういった、町民と対話をできるのは、町長よりも議会のほうができるだろうと私は思っておりますので、その辺を議会に協力する要請च्छゅうのは、今後ないのかどうか、伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今の問題、本当に大事なことだと思っております。総合計画のところで一番大きな差च्छゅうのは、その時にご指摘を受けましたけども、我々行政のほうはどうしても確実なところで計画を立てておりますので、夢がないや、という話も十分承知をしておりますので、この際、総合戦略でございますので、議会とも十分すり合わせをして、そして先程も言いましたけど、小値賀町だけではやれない部分の戦略もかなり必要となつてまいりますので、そこら辺の、先程、佐世保市と県北振興局、県のお話をしましたけども、そこら辺とも十分調整をしていきながらやる必要があると思っておりますが、その前にまず小値賀町としての戦略を立てる必要がございますので、その件につきましては議会もまた、このことについては特別委員会等を設置されるんじゃないかと思っておりますので、そこは先程も申し上げましたとおり、議会と一緒にやっていきたいと、そのように思っておりますので、是非ご協力をお願いしたいと思っております。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

3 番（宮崎良保） 4年前ですか、様々な、町長はマニフェストを作りました。そのマニフェストで選挙をして戦いました。今後やはり、2期目を目指すということであれば、前のマニフェストよりも変わったマニフェストが必要であろうかと思えます。その4年間に行うべき事業の指針を問うことが重要と考えるマニフェストについてですね、今答えることが、今考えているマニフェストの構想があるかどうか、伺います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 当然、何をやろうということはございますけども、先程も申し上げましたが、この議場で発言をするのは控えさせていただきたい。今後、

マニフェストについては出させていただきます。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 最後の質問となりますけども、「継続は力である」ということを町長が言いました。引き続き継続することで町民の付託に応えるということで、2期目を目指す力強い意欲を感じております。昨年の高校の卒業式で末永校長先生が言った言葉があります。現在放映されている大河ドラマの吉田松陰先生の言葉ですけれども、「夢なきものに理想なし。理想なきものに計画なし。計画なきもの実行なし。実行なきものに成功なし。故に夢なきものに成功なし。」とあります。今後の町づくりでですね、今までやり残したことを含めたことについて一生懸命、次の2期目でやろうと思うことがあろうことかと思えますけども、町長には十分健康に留意をされて、夢を実現するよう努力していただきたいと思えます。

これで一般質問を終わりますけども、最後に町長の今後の夢について一言伺って、私の質問を終わります。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 夢ということですので、大きいことを言ってもいいのかもしれないんですけども、とりあえずですね、この人口減少問題を解決する必要があるというのは、皆さんと同じ考えです。それでまずは減少に歯止めをかける必要があるかと思えます。そういうことで、これから若者が住みやすい町にする必要がありますので、かなり思い切った施策で人口を増やしていく。そのためにはやっぱり、働く職場を見つけなければならない。そういうことも含めましてですね、やっていきたいと考えているところでございますので、今後ともよろしく願いをいたします。

議長（立石隆教） これで宮崎議員の一般質問を終わります。

続いて、1番・近藤育雄議員

1番（近藤育雄） 私は、土曜授業を実施することについて、教育長に質問をいたします。

先日の新聞報道で、鹿児島県内43市町村の公立の全小中学校752校ありますけども、来年度の2015年から1学期もしくは2学期から、月に1回、第2土曜日の午前3時間の土曜授業を導入することが掲載されました。県単位で実施されるのは全国でも初めてだということです。土曜授業実施につきましては、そもそも自民党の政権公約でもあり、文部科学大臣もそれを推進する立場をとっております。また文科省は土曜授業について3つのタイプを想定しております。1つ目に、通常の授業を土曜日に行う。つまり、教育課程内での土曜授業。2つ目に体験学習などの通常の授業ではできない取り組みを行う。これは教育課

程外の土曜の課外授業ということです。3つ目に、地域、保護者、民間企業などと連携して多様な活動を行う。これを土曜学習と呼んでおります。今やっている放課後子ども教室などは、この土曜学習に入るのかなと思っております。私は、最初に挙げました教育課程内の土曜授業を容認する立場にあります。

さて、昨年の4月から実質解禁されました公立学校の土曜授業でありますけれども、その実施については、各自治体の教育委員会の判断に委ねられているのが現状です。また、初年度である2014年度の実施率は全国的に見て16.3%でありました。

当町で土曜授業を実施するにあたっては、様々な課題もあるとは思いますが、今後は実施に向けた検討をしていく必要があると考えております。本件について、教育長の考えを伺います。

なお、再質問があれば質問者席にて行います。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（浦 幸一郎） 失礼いたします。

土曜日の教育活動については、文部科学省のほうで「土曜日の教育活動推進プロジェクト」というプロジェクトが推進をされています。その中で、平成25年の11月には、土曜授業の実施に関わる学校教育法の施行規則の一部改正が行われています。その内容は、先程、近藤議員が言われましたように、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であるというものです。その形態についても、教育課程内の学校教育活動を行う、いわゆる土曜授業、それから教育課程外の学校教育を行う土曜の課外授業、それから学校以外のものが主体となって希望者に対して学習等の機会の提供を行う土曜学習の3つの形態に分類をされています。

その中で近藤議員の質問は、教育課程内の学校教育活動を行う土曜授業について、当町でも今後、実施に向けた検討をしていく必要があるのではないかと、いうお尋ねだと思います。

土曜日の教育活動については、子どもたちにとって土曜日がより有意義なものになるように、学校と家庭と地域がお互いに連携し、役割分担をしながら取り組みの充実を図っていくことが何より重要であり、様々な方策がある中で土曜授業もその方策の1つと考えています。しかし現状ではいろいろな課題がありまして、なかなか難しい状況です。まず率直に言って、平成14年度から完全実施をされてきた学校週5日制が定着している中で、何故また土曜授業なのかという疑問があります。近藤議員が鹿児島島の例を挙げられましたように、実施校は少しずつ増えてきているものの、全国的に見ても16.3%、そして実施している学校の実施回数についても年3回以下という学校がほとんどです。全国的

にも見て慎重に対応しているなという様子が伺われるところです。また長崎県においても、先日、県のほうに問い合わせをしたんですが、平成 26 年度は教育課程に位置づけた土曜授業の実施校は無いということでした。

土曜授業を実施するについては、地域の実情、それから児童生徒の発達段階や負担等を考慮していかなければならないと思います。今の小値賀町の小学生、中学生の土曜日、日曜日の過ごし方や、それから地域の行事等もほとんど土曜日、日曜日に実施されているという状況の中で、果たして土曜授業の時間が確保できるのかどうか、大きな課題だと思っております。それから教職員の勤務時間についても、週休日の振替と勤務条件の整備も必要になってきます。

以上のようなことで、学校のほうともよく相談して検討していかなければと思います。現時点では、なかなか難しいところがあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

議長（立石隆教） 近藤議員

1 番（近藤育雄） 現実的になかなか難しいだろうということですが、今後、この議論は全国的に、あらゆるところで俎上にのってくるものと思っております。そのためにも、認識を共有するためにも、皆さんを含めて、学校週 5 日制のこれまでの経緯をちょっと述べたいと思っておりますけれども。遡って 43 年ぐらい前に、1972 年ですか、日教組の全国大会において、こういった考えが定義されました。それから 20 年を要してですね、やっとなんとか、1992 年に公立小中高の多くで毎月第 2 土曜日が休業日となりました。これは記憶されていると思います。その 3 年後には、第 2 土曜日を含めて第 4 土曜日も休業日となりました。それを踏まえてでしょうけれども、その流れが週休 2 日制の流れとともに進んできたと思っておりますけれども、さっき教育長が言われた平成 14 年ですか、7 年後の 2002 年 4 月から、公立の小中高全部が完全に週 5 日制となっております。それから今、13 年が経過しているということになりますね。そうとはいえ、条件内であれば休業日の授業は容認されてきました。特に 2011 年度以降、脱ゆとり教育、文言は皆さん知っていると思っておりますけれども、脱ゆとり教育が実施されて授業時間が増加したこと、授業時間確保のための条件内での土曜日授業の容認の動きが広がってきております。パーセンテージからすればまだ少ないですけども。また私立の学校では、休業日というのは学校側で決めるものでありますから、週 6 日制を続けている学校も少なくないというのが現状です。

そこで土曜授業実施に、教育委員会、全国の、という前置きをしますけれども、慎重であるということを書かれております。

当町の教育委員会では、委員会の中、または学校との会議の中で本件について話し合われたことがあるのかどうか。もしあったとすれば、その内容について

てお伺いいたします。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（浦 幸一郎） 学校週 5 日制の趣旨ですが、平成 14 年度から始まっております。この時には、文部科学事務次官の通知として、学校週 5 日制は家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、子どもたちが主体的に使える時間を増やすということ。それから、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を体験、経験させるということ。そして生きる力を育てていくんだということが、もともとの趣旨でございます。これは文部科学事務次官の通知としてはっきり出されています。そして、各教育委員会、学校はこの趣旨の実現に向けた取り組みを一層充実すること、というふうになっております。

学校、それから教育委員会の中で、この土曜授業について話し合ったことがあるかというお尋ねですが、先日、学校の校長先生方に尋ねてみましたところ、「うーん、なかなか難しいねえ。」というご返事でした。具体的な中身については、まだ話をしておりません。

議長（立石隆教） 近 藤 議 員

1 番（近藤育雄） まだ具体的に話されていないということですが、先程の答弁の中でですね、今じゃないんですけど、実施することの大きな目的については、充実した学習機会を子どもたちに提供すること、この本質を忘れてはいけません。さっき言った 2011 年度から新学習指導要領で授業時間が増えてますですよ。増えてました。その増加分をこの 2011 年度から平日に上乘せされたということを聞いております。そのために平日の学校生活は窮屈になったとも言われております。と聞いております。その実情については、実際、学校の中あたりで、窮屈な感じで授業が行われているのか、そういった実情が分かればお伺いしたいです。小値賀町の場合で。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（浦 幸一郎） 学習指導要領の改訂がありまして、週に何時間か増えたことは事実でございます。先生方は本当に忙しいんですが、そのことによって学習指導要領で定められている標準授業時数を確保していない、確保できないということはありません。現実としてですね。それからこの土曜授業の必要性についてですが、例えばさっき言われたように学校のほうで標準授業時数を確保できていないとか、あるいは小値賀の子どもたちの学力が極端に落ちているとか、それから小値賀の土曜日の教育活動が何も行われていないとか、そういう状況があれば、しっかりと考えていかなければいけないと思いますが、今のところ、そういう状況にはないと思います。むしろ小値賀の場合には、土曜の教育活動は、他地区に比べて本当に充実してるんじゃないかなと思っています。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 確かに小値賀の教育レベルというのは、町長の発言にもありましたが、県内では注目を集める学力テストの結果が出ていると思います。小中高一貫教育あたりの成果がじわじわと出てきているのかとも思いますけども、この実施するしないについてですね、興味あるデータがあるので1つ紹介したいと思います。全国的な調査は入ってませんので、これはとある市、といってもでかいですね、横浜市の教育委員会が取ったデータがあります。要するに賛成なのか反対なのかということですけども、おおまかに言えば、保護者の多くの方たち、概ね7割の方たちが土曜授業に賛成だという立場をとっております、その中でも週に1回とか2回とか細かいデータを取ったら、週2回以上ということ希望されている親御さんたちのパーセンテージがあります。教員はどうかというと、想像できるかもしれませんが、7割が反対ですね。理由はいろいろあるんですけども、教員の7割の反対の中で3割の人は賛成してるわけですね。イエスかノーかですから。その土曜授業実施に賛成の教員の方の話です、平日の6校時目を土曜日に振り分けることによって子どもや教員の負担を減らせるから、と答えた教員が35%あるということをおっしゃっています。そこで実施するにあたっての問題点等を探ってみますとですね、週休2日制の中で土曜授業を行うためには、それによる教員の代替休暇をどう確保するかというのが大きな問題に、障害というか、なってくると思います。現在の教員は授業やその準備だけでなく、クラブ活動などでも大きな時間を割かれており、また近年は教員自身の研修やPTAや、児童生徒の指導以外の業務がますます増加している傾向にあるという現状があります。その中で教師の負担軽減を図るためには、いかにしてその事務作業を減らすか、教員に不必要な負担を課さない工夫が必要であると考えられます。教師の負担軽減については、事務作業の軽減はもとより、予算面からの制約もありますけれども、教員が休暇や休憩時間、それと一番主なのは代替休暇を確保できるように代替教員を確保する必要もあると考えられます。これは月に1回とかじゃなくて2回とか3回とか実施する場合でしょうけども、そこで質問です。

教員の負担軽減や代替休暇取得のあり方についてはどう考えますか。もし実施されるとした場合ですね、そこをお伺いしたいと思います。

議長（立石隆教） 教育長

教育長（浦幸一郎） 教職員の負担軽減については、確かに先生方は毎日の授業、それから教材研究、いろんな議会等で忙しい思いをしています。ただその中で、先生方はいろいろとお互いに協力し合いながら、工夫しながら教育活動を実施しているという状況です。私は逆に、土曜日に授業を実施することになると、また負担が増えるんじゃないかなという考えを持っています。

逆にですね。そこら辺を先生方がどういうふうに捉えるのかどうか知りませんが、実際にですね、中学校の先生なんか特にそうなんですが、土曜日、日曜日は部活動があります。その指導に当たっておられます。そして島外に出て行って練習試合等も今、盛んにやっております。もちろん引率で付いて行きます。そういう中で土曜授業を実施するとなると、その土曜授業に当てた時間には部活動もできなくなりますし、島外への引率もできなくなるんじゃないかと考えております。そこら辺の調整は大事になってくるんじゃないかなと思います。それから代替教員については、これもあったことに越したことはありません。そういう制度ができればいいなというのは、日ごろ思っています。以上です。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） また新聞報道を引用しますけれども、2月の17日に長崎新聞に、長崎県の土曜学習の普及推進ということで載っていました。これは土曜日の学習活動についての、土曜学習ということの考えで、27年度は助成していくよと、1,700万円程度ですから大したあれじゃないと思うんですけども、この中で最後のほうで、新年度は県内18市町197箇所で開催される予定と書いてますけども、小値賀町はこれには入っているのか、いないのか、分かりますかね。

議長（立石隆教） 教育長

教育長（浦 幸一郎） 入っておりません。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 最後のほうになります。教育関係企業の研究チームの、そういった方の発言であるんですけども、何らかの形で土曜授業に踏み切る教育委員会は、今後ほぼ確実に増えると思っている、と。その場合、通常の授業を土曜日に実施して授業時間数を確保するのに留まるのか、それとも問題解決能力などこれからの社会で必要とされる、いわゆる生きる力を身につけるための多様な取り組みを、保護者や地域などと連携して実施するのか。教育委員会や学校の姿勢が問われることとなる、という意見を述べておられますが、まあ「難しいでしょう。」と、「緊急には無理かな。」という発言を教育長されましたけども、教育委員会の今後に向けた考え方をお伺いしておきたいと思います。

議長（立石隆教） 教育長

教育長（浦 幸一郎） 土曜授業については、先程答弁で言いましたように、土曜日における教育活動を充実させるためのいろんな方策がある中で、その1つであるというふうに理解をしております。土曜授業をしなければいけないような状況が生まれたら、もちろん積極的にやっていきますし、条件整備も今後整ってくると思いますので、学校ともよく相談しながら進めていきたいというふうに思っています。決して反対と言っているわけではありません。今の時点

では、なかなか条件整備ができていませんし、すぐにとすることは難しいなと
いうことでございます。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） たぶん鹿児島県の教育委員会あたりが動いたことで、これは全国的に注視されると思いますけども、そういった流れが長崎県でも県の教育委員会主導で出てくる可能性はあります。出て来た時に慌てないように、時々
の場においてですね、話をちょっとずつしていくということは大事かなと思っ
ております。教育長に対する質問はこれで終わりますけども、議長、これま
での私の質問に対することで、町長及び執行部に申し上げたいことがあるん
ですけども、発言よろしいでしょうか。

議長（立石隆教） どうぞ。

1番（近藤育雄） ありがとうございます。

これまで4年間、私は18項目ぐらいについて、質問を投げかけてきました。
的を得た質問もあったかと思えますけども、答弁なんかがちぐはぐになったこ
とも多々あると思えます。ただ、実現されたことも結構あると思えます。課題
のないところに未来はないという言葉もあるように、小値賀町は今後、いっ
ぱい課題を抱えておって、それらが質問に対して飛んでくると思えます。

特に、自分のことになりますが、拙い質問に対して丁寧なお答えをしてい
ただき、感謝しております。今後とも、一町民に戻っているいろんな提言を、何かを
通じて投げかけていきますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長（立石隆教） 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 20 分 —
— 再 開 午 前 11 時 29 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

**日程第5、発議第2号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議
題とします。**

本案について趣旨説明を求めます。

末永一朗議会運営委員会委員長

議会運営委員会委員長（末永一朗） 発議第2号、小値賀町議会委員会条例の
一部を改正する条例案の趣旨説明をいたします。

第2条の改正は、議員定数が4月の一般選挙より10人から8人になるため、
常任委員会のうち総務文教厚生常任委員会と産業建設常任委員会の委員の定数
を5人から6人に変更するものです。

したがって、4人の委員が2つの常任委員会を兼務することになります。

第19条の改正は、委員会への出席説明の要求の規定ですが、4月1日から教育委員会制度が変更されるため、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものです。

また、本条例に目次がなかったため、題名の次に目次を付けるものです。

附則第1条として、この条例の執行期日を平成27年4月1日からとしています。ただし、改正後の第2条の規定は、一般選挙後の議員任期開始日の平成27年4月30日からにしています。

附則第2条として、教育委員会委員長、教育長の経過措置を規定しています。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、小値賀町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第6、議案第3号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案及び日程第7、議案第5号、小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案、並びに日程第8、議案第6号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 6、議案第 3 号、日程第 7、議案第 5 号、日程第 8、議案第 6 号を一括議題とします。

議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 6 号の提案理由を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第 3 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案、議案第 5 号、小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案、議案第 6 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

ご承知のように、昨年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたところでありまして、今回の改正は、上位法律の改正に伴う条例の改正でございます。法律の改正経緯でございますが、従来、教育委員会は教育の政治的中立性、継続性、安定性を担保するため、地方公共団体の長とは独立したものであるとして位置づけられておりました。しかし、昨今のいじめ問題や児童生徒の生命身体を脅かすような重大な事案が生じる中で、事案への迅速な対応や教育行政に対する権限と責任の所在が不明確である。また、地方公共団体の長との連携がとれていない等の多くの課題が指摘されまして、有識者の教育再生会議及び中央教育審議会の審議を経まして、今回の法律改正となったものでございます。

改正の一番大きなものは、教育委員長と教育長の身分でございますが、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くというもので、その教育長は任期が 3 年で、首長が議会の同意を得て直接任命・罷免する形となります。この改正で、教育委員長という独立した職はなくなり、また教育長の身分も、法律上、教育公務員特例法から削除されまして、特別職の職員となります。

それでは、各条例の改正中身について、裏面の新旧対照表でご説明をいたしますので、ご覧をいただきたいと思っております。

まず、第 3 号、職員定数条例の改正では、今回、地方公務員でなくなるために、括弧書き部分「教育長を除く」の部分が不要になるものでございます。

次に、第 5 号、特別職報酬等審議会条例の改正は、今までも実質的にはこの審議会に諮っておりますが、今回の改正で身分が特別職ということに限定をされましたので、教育長を付け加えるものでございます。

同じく、第 6 号、町長及び副町長の給与に関する条例の改正も、条例名を含めまして、特別職となった教育長を加えるものでございます。なお、教育長の身分が教育公務員特例法から削除されたことで、条例で定めることとされておりました、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」は不要に

なりますので、附則で廃止する旨を謳っております。

なお、これらの条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでありますが、法律に合わせて、現在の教育長の任期の間は、なお従前のままという経過措置を設けております。

以上、ご説明をいたしました。よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第 3 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、小値賀町職員定数条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 5 号、小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 5 号、小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 6 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 4 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長(西 浩三) 議案第 4 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

改正の内容は 2 つございまして、地方教育行政法の改正を受けて、現在の教育長の任期が切れると同時に、教育委員長職がなくなることによりまして、別表にありました教育委員会委員長の報酬の廃止と、新たに学校給食共同調理場運営委員会が設けられますので、その報酬を追加する改正でございます。

なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでありますが、経過措置として、現在の教育長の任期の期間、本年 9 月末まででございますが、それまでは教育委員長の報酬の欄は残ることになります。

したがって具体的に申し上げますと、平成 27 年 10 月 1 日から教育委員長の職名はなくなり、新たな制度による教育長職ができるということでございます。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 8 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 8 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例案について、提案理由のご説明をいたします。

国は 40 数万人と言われる、保育所等に入所できない待機児童の受け入れ施設の整備と、子どもを産み育てる家庭の負担軽減策として、平成 18 年に関係法律を制定しました。公立、私立を問わず補助金を交付し、施設の新設・増築等を進めている状況にあります。

小値賀町においては、平成 16 年に「幼保一元化特区」の認定を受けまして、平成 17 年 4 月から、現在の幼稚園・保育所の合同保育事業を実施しているところでございます。

今回、「保育所型」、「幼稚園型」、「幼保連携型」の 3 つの形態での認定こども園の制度が確立をされたことで、小値賀町では幼保一元化での運用を実際、実施していることで、一番最後に申し上げました「幼保連携型の認定こども園」として国に申請を行い、本年 4 月から新制度での「小値賀町立小値賀こども園」

としての運用を開始する、そのために設置条例案を提出するものでございます。

従来ありました条例と異なる主な点は、保育時間の柔軟性ということになるかと思いますが、保育園児につきましては17時30分までの保育時間の変更が可能になります。幼稚園児の場合も退園時間以降も「預かり保育」として、決められた日数以内であれば預けることが可能になります。

また保育料につきましては、国は所得課税額からの算定で上限を決めておりますが、その範囲内であれば各自治体に保育料の決定は任されております。子育て支援の必要性から保育料の算定基準の変更はありましたが、概ね従来とさほど変更がない料金設定になっております。

なお、附則に記載してありますとおり、本条例案の提出によりまして、保育所設置条例及び幼稚園設置条例は、廃止することになります。

以上、提案理由をご説明いたしました。詳細につきましては担当より補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） それでは、議案第8号、小値賀町立小値賀こども園設置条例案の提案理由の説明をさせていただきます。

第1条、設置は、認定こども園を設置する法的根拠を定めております。

第2条、名称及び位置は、認定こども園の名称を「小値賀町立小値賀こども園」とし、その所在地は、現在の幼稚園・保育所の位置であることを定めています。

第3条、職員は、ご覧のとおり定めております。

第4条、事業等は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条の内容としております。同法第10条では、「幼稚園教育要領に基づく教育及び児童福祉法に基づく保育の内容に関する事項を遵守しなければならない」とされております。

第5条、入園の資格は、法第11条に規定するものとしており、同法第11条では、「認定こども園に入園できるものは、3歳以上の子ども及び3歳未満の保育を必要とする子どもとする」とされております。

第6条、入園の手続きは、規定に定める入園申込書を提出して、町長の入園承諾を受けることを定めております。

第7条、入園の制限は、認定こども園の入園の制限と停止に関して、3項目を掲げております。

第8条、入園承諾の取消は、4項目を想定して掲げております。

第9条、保育料は、別に本条例施行規則で定めるようにいたしております。参考資料として、本条例案の施行規則案を配布しておりますので、その中の「小

値賀こども園利用者負担額表」のとおりとしております。

第 10 条、保育料の減免は、町長の判断で保育料の減免及び免除の事項を定めております。

第 11 条、保育料の返還は、原則として返還しないことを定め、ただし町長が特別な理由があると認める場合は、保育料の全部または一部を返還することができるとしております。

第 12 条は、委任事項を定めております。

附則事項として、第 1 項で、本条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するとしております。

附則第 2 項は、入園申請の手続きを急ぐ必要があるため、本条例案制定前に手続き等が行えることを記載しております。

附則第 3 項で、小値賀町保育所設置条例、附則第 4 項で小値賀町立幼稚園設置条例をそれぞれ、本条例案施行日の平成 27 年 4 月 1 日付けで廃止することにしたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮崎議員

3 番（宮崎良保） 待ちに待った、こども園の設置が始まります。大変喜ばしいことだと思いますけども、第 7 条の入園の制限のことでお聞きしたいと思います。その第 2 号の「こども園における保育に適合できないとき。」、あるいは第 3 号の「前各号に掲げるもののほか、町長がこども園の管理運営上不相当と認めたとき。」というのがありますけども、どういう時でしょうかね。

ちょっと詳しくお答え願いたいと思います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

第 7 条の 2 項と 3 項のご質問ですけども、第 7 条の 2 項は、保護者から離れることがどうしてもできず、集団生活に支障があり、保育士がその児童だけに大幅な保育時間を必要とすると判断する場合と想定をしております。3 項は、例えば情緒障がい等で、他の入園児に危害を与える可能性が大きいと判断される場合等を想定いたしております。

議長（立石隆教） ただいまの答弁で 2 項、3 項と言いましたけど、号ですね。2 号、3 号です。

ほかにありませんか。

近藤議員

1 番（近藤育雄） 園長名、園長さんはどなたがやることになっているのか。それと看板の表示なんですけど、ちょっと先日、見に行ったんですけど、「小値

賀町立小値賀幼稚園」と「笛吹保育所」とが並列して書かれていますよね。あれが「小値賀町立小値賀こども園」という看板になるのかどうか。その2点をお伺いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 2つの質問にお答えいたします。

園長は、教育長が兼務をすることに、現状のままそれを引き継ぐこととなります。それと、看板につきましては、ここに掲げてありますとおり、「小値賀町立小値賀こども園」という看板になります。

議長（立石隆教） 近藤議員

1番（近藤育雄） 今後は、この「小値賀町立小値賀こども園」というのが認識されると思いますけども、施行規則が配られてきたんでちょっと読んでみたんですけども、申込書関係がありますよね。入園申込書とか、また退園とかあるんですかね、ここら辺の題目にですね、「認定こども園入園申込書」とか、そういった表示がされてあるんですけど、これでいくのですかね。これ提出者は町長に提出するんですよね。そうなればここら辺も、「認定こども園」とかっという、ちょっと分かりにくい言葉じゃなくて、「小値賀町立小値賀こども園入園申込書」とか、そういったことに変えても、それはうちの自治体の判断で良いんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうかね。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

規則のほうにつきましては、本条例案が提出された後に教育委員会に諮ることになりますので、そちらの意見も確認した上で対応をさせていただきたいと思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

岩坪議員

8番（岩坪義光） 先程、宮崎議員の質問と同じですけども、宮崎議員の質問に対して2号の場合ですね、保護者から離れられない場合と言っておられましたけれども、これは入園してからの制限ですか。それとも入園する前の制限ですか。ということは、保護者から離れられないという事は、実際に保育所つちゅうか、こども園で預かってから分かることでしょうか。

それと3号の場合ですね、管理運営上の、先程、情緒不安定の場合とか言われましたけども、過去にも保育所でちょっと障がい者の方を預かったこともありますよね。ああいう子どもに対しては、どういうふうな感じを持っておられるのか。その点を伺います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

第2号の件につきましては、条例の中に入園の制限と停止ということがあり

ます。入園をされてから停止の場合を意味しておりまして、例えば 1 カ月、2 カ月保育をしてみて、大幅な時間を 1 人の子どもに取ることにより数名の子どもの面倒を見れないという状況があった時に、保護者との相談の上で、最終的には町長の判断で停止をする場合があるということを想定しております。

3号に記載しております件につきましては、その子どもの、例えば情緒的な障がい、知的な障がい、様々なことが想定をされますけれども、実際、入園する時に、これについては認定申請書、認定の申請に対して審査をします。その中で十分配慮を、検討をいたして、2号認定と3号認定と承諾をするわけですが、その際にもし見逃した場合等について、その時々で判断していくことについてだろうかと思えます。

議長（立石隆教） 岩 坪 議 員

8番（岩坪義光） 2号のほうは、ある程度分かりますけども、この3号の場合、一応、入園する時の審議委員会等でいろいろ協議した上で受け入れをしていくんでしょうけども、親とすれば、やっぱり自分の子どもが弱い立場であっても地元で育てたいちゅうのが強いんですよ。だからやっぱり、審議委員会もある程度考えてやるんでしょうけども、その点をもう一度、詳しく、内容ちゅうか、取り組み方をお聞きしたい。

議長（立石隆教） 教 育 次 長

教育次長（田川幸信） 第3号に関するご質問ですけども、過去にも過失といいますか、不慮の怪我等で病院に運んだりというケースが多々あったわけでございますけども、情緒障がい等と謳いましたのは、もしそういったことがあれば、この認定こども園への移行制度は、働くお母さん方の軽減策にもなりますので、そういった場合におきましては、町長また教育長とも十分相談をして、例えば臨時的に職員を増員するとか、そういった方法も考えられると思いますので、保護者の負担軽減に繋がる改善等の策を講じていくように努めたいと思います。

議長（立石隆教） ただいまの岩坪議員の質疑の趣旨は、町長がこども園の管理運営上不適当と認めた時というのが、曖昧な表現なんですね。ですから本当にそれがきちっとした、規定に基づいて不適当というふうになるのであれば、「そういう条件がありますから」と言えるんで、もしそうであれば規則等に書かなければいけない、ということになるんですね。ですから、もしここが曖昧じゃなくて、「こういう場合は」ときちっと書いてある場合は、これでもいいんですけども、「管理運営上不適当」という曖昧な発言については、非常に疑問だなというのが、先程の質疑だったと思うんです。

それに対してどうか、ということです。

議長（立石隆教） 教 育 長

教育長（浦 幸一郎） 第3号の件ですけれども、確かに「不適當」という言葉の内容がどういう状況を指すのかということのお尋ねだと思いますが、これはなかなか難しく、小学校、中学校であれば、情緒障がい、それから学習障がいの子どもは特別支援学級という学級があって、担任がちゃんとついています。幼稚園はないんですね、そういう学級がですね。したがって、さっき言われたように臨時職員を雇って対応するとか、そういった方法を考えていかなければならないと思うんですが、1歳児健診、3歳児健診、5歳児健診という健診をやっています。1歳児、3歳児の時にはそんなになかったのに、5歳児健診で情緒障がいの症状が現れたという例もあります。だからこの「不適當」という言葉をですね、はっきり、こういう状況だというのは、難しいんじゃないかなと。その時々判断をしていかなければならないんじゃないかなと考えています。

議長（立石隆教） ただいまの答弁ですけれども、先程の岩坪議員の質疑の趣旨から言えば、曖昧である、はっきり書けないというのであれば、もしその制限を加えられたら、停止をした場合には、異議の申し立てができるぐらいのことが書いてなきゃ駄目でしょ。今の答弁であれば、少しこの条例案が片手落ちではないのかなという気もしますが、それについてはいかがですか。

教 育 長

教育長（浦 幸一郎） そのとおりだと思いますが、じゃあどういう表現にしたらいいのかなということを考えた時に、難しいなと思うんですね。「不適當」というのははっきり、どういうことが不適當なのか、その内容をはっきりと、ということになると、どういうふうに表現したらいいのかなと考えます。

さっき言ったように、その時、その時の状況で変わる場合もあるし、それから子どもたちの家庭の状況とか、周りの子どもたちへの影響とか、いろんな条件が考えられますので、「不適當」という内容をどういうふうに表現したらいいのか、ちょっと悩んでます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 0 時 02 分 —
— 再 開 午 後 2 時 00 分 —

（休憩中に、給食室及び尼忠東店の現場視察）

議長（立石隆教） 再開します。

教 育 次 長

教育次長（田川幸信） 先程の岩坪議員の質問に対して、お答えいたします。

施設の利用者の公平性を期するために、規則の中にその旨を謳い込んで対応させていただきたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

岩 坪 議 員

8番（岩坪義光） 規則の中の認定こども園の入園基準の中に5項目、入園基準が書いてありますけれども、前の例規集の中には保育所の入園基準の中に、親の

いない家庭も何か入園基準になっていたと思いますけども、今は最近、見られませんけども、何年か前は家庭の事情があって、じいちゃん、ばあちゃんに育てられて保育所に通ってた子もおったと思います。そういうふうな子どもさんに対しては、どういう対応をするんでしょうか。それも、この基準の中に入れてもらえるんですか。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 02 分 —
— 再 開 午 後 2 時 04 分 —

議長（立石隆教） 再開します。 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

岩坪議員の質問に対して、記入上の注意の認定こども園の入園基準の欄で、「同居の親族その他の者」というのが入っておりますので、先程言われた、親が養育していない児童も入るといふふうに考えております。

議長（立石隆教） 岩 坪 議 員

8 番（岩坪義光） これじゃあ、ちょっと理解しにくかですよね。前の例規集には、両親と別居している場合には、児童の面倒を見ている者が次のいずれの事情にある場合つち書きいちょっとですよね。こういうふうにあっさり書いたほうが分かりやすいんじゃないかなと思うんですよね。この入園基準に記入する場合に、ちょっと保護者も捉えにくいんじゃないかと思うんですけど。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 分かりにくい文言になっておりますので、議員おっしゃるとおり分かりやすい文言に変えたいというふうに思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、小値賀町立小値賀こども園設置条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 9 号、小値賀町学校給食共同調理場設置条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 9 号、小値賀町学校給食共同調理場設置条例案について、提案理由のご説明をいたします。

長崎県で唯一学校給食を実施していなかった本町でありましたが、保護者アンケートで 75%の保護者が学校給食の実施を希望されており、また学習指導要領では学校給食を教材とした食育教育の推進が掲げられております。

保護者説明会、また町内の食料品店との協議を重ね、地元食料品店からの食材の納入、また地産地消の推進を図ることで、平成 25 年 9 月議会において学校給食施設実施設計の予算が承認された学校給食共同調理場が無事完成をいたし、近日中に落成の運びとなっております。

今後、調理員の研修等を経て 6 月 1 日から小中学生への学校給食が始まる予定となっておりますので、本案を提案するものでございます。

詳細については、担当より補足説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第 9 号、小値賀町学校給食共同調理場設置条例案の提案理由の説明をいたします。

第 1 条、設置は、本施設を設置する法的根拠を定めております。

第 2 条、位置は、現在の小中学校と同じ地番ということになります。

第 3 条、職員は、本施設に必要な職員の配置を定めております。

第 4 条、職務は、前条の職員の職務を定めております。

第 5 条、運営委員会は、記述のとおり、本施設を円滑に運営するため、同委員会を設置することを定めております。

第 6 条、調理の委託は、調理業務を他の団体に委託することができるとしております。この条項により、本施設の調理業務を小値賀町社会福祉協議会に委託する予定でおります。

第 7 条は、委任事項を定めております。

なお、附則として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、本条例案の提案理由の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号、小値賀町学校給食共同調理場設置条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、小値賀町学校給食共同調理場設置条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 10 号、商家尼忠東店の設置及び管理等に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 10 号、商家尼忠東店の設置及び管理等に関する条例案について、提案理由のご説明をいたします。

先に、町にご寄贈いただいております尼忠東店は、建物の位置が小値賀町重要文化的景観選定区域であり、その中でも最も重要な構成資産として位置づけられている建造物で、奇しくも世界文化遺産候補とされている旧野首教会と同じ明治 41 年に建設されております。

当時の建築様式が顕著に残っておりまして、また本町の商業史の上でも大変重要なものであることから、国・県の補助金を活用して 26 年度に改修に着手、ほぼ事業が完了したところでございます。

文化財につきましては、文化財保護法の第 1 条に、「文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的活動に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と明記されておりまして、施錠されたままで使用されない施設では保存の意味がないと考えております。そのため、今回の施設

の完成に合わせて、施設の保存と活用の両面を考慮し、本条例案を提出するものでございます。

詳細については、担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） それでは、議案第 10 号、商家尼忠東店の設置条例案の提案理由の説明をいたします。

第 1 条、目的は、本条例案が、文化財保護法による重要文化的景観の選定区域における重要な構成資産の適切な保存と有効な活用としての目的を明記いたしております。

第 2 条、名称及び位置は、記載のとおりであります。

第 3 条、運用時間及び休館日は、通常の開館時間を小値賀交通バスの運行時間も考慮して、午前 8 時半から午後 6 時までといたしております。

第 4 条、利用の許可は、前条の利用時間以外の場合の、事前の届出及び許可について記載をしております。近隣地区の集会等の場合を想定しております。

第 5 条、利用料は、誰もが憩い、集えるコミュニティの場ということを考慮し、無料といたしております。

第 6 条、利用の制限につきましては、下記の 5 項目を明記しております。

第 7 条、施設の毀損の届出は、利用者が施設内の設備及び備品を毀損した場合の速やかな届出を明記しております。

第 8 条、損害賠償は、施設・設備・備品等と毀損または滅失した場合の賠償を謳っております。

第 9 条は、委任事項を謳っております。

附則として、本条例案は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤議員

1 番（近藤育雄） 第 3 条の運用時間及び休館日の関係で質問いたします。

通常の、わが町が施設する、例えば歴民とかは月曜日休みとかってというのが考えられますけど、ほとんど 1 年中空いてる状況、そして年末年始だけの何日間だけが休む状況でありますけども、運営、管理あたりが非常に大事になってくると思いますが、管理・運営の概要について説明を求めます。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 近藤議員のご質問にお答えいたします。

管理・運営というご質問ですけれども、この商家尼忠東店の所在地が、行政区域で言いますと新町地区にあたります。新町地区のご厚意で、「自分たちの地区に有った施設だから、自分たちが何か力になれないか。」と快いお申し出をいただきまして、朝・夕の施錠、それと簡易的な清掃を新町地区の方をお願いをする予定であります。

なお、例えば閉館、要するに年末年始のお正月前であるとか、お盆前につきましては、文化財関係の予算のほうの賃金で年に何度か大掛かりな清掃等は行う予定であります。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 今のに関連して、第6条で利用の制限というのがあります。これには、先程、教育次長が説明したとおり新町の方で管理をするということですが、6条で利用目的をいずれかの、1号から5号までありますけれども、該当すると判断された場合にはと書いてありますけれども、これは、もちろん新町の管理者が町長のほうに連絡するんですかね。それとも普通の、近くの人が、管理上良くないと判断した場合には、教育委員会のほうに連絡するんですかね。ちょっと伺います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

今、伊藤議員がおっしゃられた両面が想定できます。また、憩いの場、集いの場としてますけれども、一応、2階の収蔵施設の管理もございますので、歴史民俗資料館の職員であったり、うちの職員であったり、できるだけ1日に1回は顔を出すように心がけるつもりであります。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9番（伊藤忠之） 同じく6条の第2号のですね、「単なる飲食を目的とする」という判断ですが、これはどこまで判断したらいいのかなという感じですが、例えば観光客が来て、お茶のペットボトルとかを持って入ってくるのはいいと思うんですが、「単なる飲食を目的として」とありますので、何かの座を設けて、例えば新町の中の新年会とか稲荷講とかあるじゃないですか。そういう目的で使うのはいいんですかね。そこら辺をちょっと説明をお願いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

各地区の会合等の後、例えば今、議員さんおっしゃられた稲荷講であるとか、次の年の役員さんを決める会合の後に、例えば俗に言うアルコール類が出る分については、飲食を目的とした利用ではありませんので、それは可能といたし

ております。

ただし、文化財施設でありますので、火気だけは絶対に使えないように、例えば冬の飲み会であっても、例えばですけどもガスボンベの火を使った鍋とかああいうのが絶対できないということにしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **宮崎議員**

3番（宮崎良保） 第4条のことでお聞きしたいと思います。

「前条で規定する時間以外に利用する場合は、事前に教育委員会の許可を得なければならない。」と書いております。第3条の第2号に「休館日は、年末年始の12月29日から翌年1月3日まで」と書いてますけども、ここの中で、例えば帰省客がここを利用したいとか、新町の人たちが利用したいという時は、新町の判断で開けることができるんですかね。そして開けるとすれば、事前に教育委員会に許可を得なければならないというところがちょっと引かかるんですけども、事後でも構わないのか、その辺をどう考えているのか、伺います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 3条で謳ってます、通常の運用時間を過ぎての利用については、事前にこちらに届出を出していただいて許可をします。その旨については、新町地区の代表者の方に事前に連絡をするという体制になる予定です。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） それは分かるんですけども、例えば帰省客が12月30日に来て、「ここができたけん、見てみたいな。」という時に、鍵は開けてくれるのかちゅうのはどうですかね。事前にそれを「開けてください。」っていうのはちょっと難しいので、事後でそうしてもいいのかなという気がするんですけども、どういう判断をしますか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 一応、休館日と謳っている以上は、開けないことが原則と考えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **近藤議員**

1番（近藤育雄） やはり4条関係なんですけども、時間以外に利用する場合は当然、委員会の許可を得ると。時間内にですね、会合、それも、ある程度の会議みたいなのを開く時には無届でしていいんですか。これは確認ですね。お願いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） おっしゃるとおりでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **小辻議員**

6番（小辻隆治郎） この条項の中に管理人の規定がない。

つまり新町の代表者が管理するというような規定は、非常に重要ではないか

と考えます。おまけに時間帯がですね、8時半から6時、施錠とか開錠はするんだけど、それに常態的に、例えば誰が毀損したのか、どうなのかっていう確認ができないのは、ちょっと不備ではないかと判断しますけども、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

現在考えておりますのは、常駐の管理人は置かずに無条件で憩い集える場所ということで設定をしております、ただし、施設内に掲示物で、禁止事項であるとかそういった届け出の義務であるとかいったことは、お知らせ的に謳う看板っていいですか、表示をする予定でいます。あとは当人が正直に申し出ていただくことを望みます。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） 言わんとすることは分らないんですけど、ただ文化財でしょ。やけん、文化財やったら管理人がおるっちゃうのが普通ですよ。しかし仮に、誰が毀損したか分らないのに、新町の代表者に責任を負わせるっちゃうことは非常に、そして常態的にその人が朝から晩までいるということではないんでしょうから、非常に難しい問題も出てくるんじゃないのかなと。観光客が入ってきた場合、それを管理するのは誰なのかっていう話ですたいね。そういうことも含めてですね、もう少し、新町の代表者に責任を負わせるのはちょっと酷ではないかという問題もおそらく発生してくるんじゃないかと考えますけども、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 施設の維持・管理また防犯面等まで含めて、新町地区の方をお願いをするわけではありません。先程言いました鍵の開け閉め、それから簡易清掃だけですので、一応責任においては、町のほうが取べきものと。新町にそこまで責任を負わせることは考えておりません。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） 確かに代表者に責任を負わすのはちょっと無理かもしれませんが、それにつけてもですね、教育委員会が、あるいは町が責任を負った場合には、そこに誰もいない状況の中でどう判断していくのか。ちょっと少し何か、条件に不備があるんじゃないかと思います。誰もいないのに何か事件が発生した場合、町が責任を負わんばいかんのか、教育委員会が責任を負わんばいかんのかというような問題の時、責任が今度は曖昧になってくるんじゃないかと思いますけども。管理人の規定は、ある程度しっかり条項の中に入れたほうがいいんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） 小辻議員のおっしゃることも十分理解するところですが、本施設が、誰でも集い憩えるコミュニティの場ということで、保存と有効な活用と考えておりまして、そこに例えば、玄関を開けると管理人が座っているというような、俗にいう堅苦しい施設を考えているわけではありませんので、当然、そこで、もし何かの問題、事件等発生した場合には、教育委員会等の責任になろうかと思えますけれども、先程も申しましたとおり表示板等でご協力を促して、憩い集えるコミュニティの場、また町外者との交流の場、有効な活用として考えておりまして、管理面につきましては、教育委員会のほうの責任下においてやっていこうと考えます。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） もし、何か仮に教育委員会の責任に、あるいは町の責任ということが発生すればですね、ある程度、あとで条例に加えるという仕組みになっていくかと思えます。しかし、大きな損失つちゅうか被害を被った場合に、とてもじゃない管理責任云々かんぬんの問題ではないような気がします。これは教育次長じゃなくて、町長の判断かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 今の議論を聞いておりまして、そういうことも十分考えられるかなと思っておりますけれども、先程から次長が何回も繰り返してまいりましたように、堅苦しい施設にしたいくないということで、この条例を作ったはずでございますので、これの運用については何回も会議をしてると聞いておりまして、私も若干、管理にはちょっと難しい面があるなどは思っていたんですけども、とりあえずこれでやらせていただいてですね、方法を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

近藤議員

1番（近藤育雄） 先程、雨の中を議員全員で見学させていただきました。見て、ほんとにすごく良い施設だなと思っております。利用のし甲斐によっては、特にこんな雨の中とかね、待合の意味においても良い場所になるかと思っております。そこで、利用の制限、第6条関係になるかと思えますけれども、やはり秩序が守られながら1日通していかなければならないということで、第1号ですね、この読み方を私がちょっと理解できないのかもしれないですけども、「利用者の秩序を乱すおそれのあるとき」とあります。これはどっちを指してるのかな。その利用したいと思う本人自体が秩序を乱すおそれがあると考えられるのか、他の利用者の秩序を乱すおそれがあると考えられるのか、両方なのか。そこら辺の読みができなかったものですから、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 教 育 次 長

教育次長（田川幸信） 6条の1号の件のご質問かと思えますけども、「利用者の秩序を乱すおそれ」と考えております。つまり、利用者が憩い集っている場に酔っ払いの方が入ってくるとか、そういったことを想定して、最初から飲酒してそこに入ってくるということを「利用者の秩序を乱すおそれ」がある場合という認識でおります。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、商家尼忠東店の設置及び管理等に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、商家尼忠東店の設置及び管理等に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第13、議案第26号から日程第20、議案第33号までの、平成27年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第26号から日程第20、議案第33号までの平成27年度小値賀町各会計予算については、一括議題とします。

議案第26号から議案第33号までの平成27年度小値賀町各会計予算の提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第26号、平成27年度小値賀町一般会計予算について

ご説明いたします。

平成 27 年度の小値賀町一般会計予算概要についてご説明申し上げますと、地方統一選挙の年であり、当初予算については骨格予算となるところでございますが、施政方針でも述べましたように、地方創生は待ったなしでございますので、平成 26 年度補正予算と連携して、ほぼ通常ベースの予算編成規模となっております。前年比で 3 億 400 万円、10.6%減の予算となっておりますが、26 年度と比較しますと、学校給食共同調理場ほか教育関係整備事業費が大きく減少したことが、大きな要因でございます。

第 1 条は、2 頁の第 1 表『歳入歳出予算』に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を 25 億 6,600 万円とするものでございます。

第 2 条は、7 頁の第 2 表『債務負担行為』に示しますとおり、平成 27 年度小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金で、利子補給に係る後年度支出の限度額を計上しています。

第 3 条は、8 頁の第 3 表『地方債』に示しますとおり、漁港事業、臨時財政対策債、その他過疎債ソフト事業分に対して借入れる地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額 1 億 1,700 万円となっております。

第 4 条は、一時借入金の借入の最高額を、6 億円と定めるものでございます。

第 5 条は、流用について定めるものでございます。

以上、概要をご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

27 号以降、正式の名称を省略させていただく場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

議案第 27 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算をご説明いたします。

国は、皆様ご承知のように、国民健康保険制度を安定的に持続させるため、構造問題の解決に向けての検討を進めておりましたが、平成 30 年度から、都道府県単一化、いわゆる運営の主体を、都道府県が行うことを昨年末に決定いたしました。このことを受けて国民健康保険法の改正案が、2 月 19 日にまとめられ、保険者の規定が、都道府県と市町村の共同保険者と位置づけられ、市町村は都道府県に国保事業納付金、いわゆる分賦金を収める仕組みが決まったようでございます。

基本的には、健全運営の中心的役割を都道府県が担い、保険料の賦課徴収、資格関係や保健事業を市町が行うという、丁度、現在の後期高齢者医療事業のような役割分担が示されております。そういう中で、一方、今年の制度改正としまして、現在レセプト 1 件 30 万円以上の医療費が対象となっておりますが、保険財政共同安定化事業が、すべての医療費まで拡大されることになりましたが、

県調整交付金や交付金・拠出金等の算定方式が一部変更となる関係上、昨年と予算額が大きく変動する箇所が生じているところでございます。

これらのことを念頭に置きつつ、本年度の国民健康保険事業につきましては、医療費の伸びを極力抑えた運営を計画しております。また、特定健診及び特定保健指導事業につきましては、昨年同様の健診率 65%、指導率 45%と、国の基準より目標を高め置き、予防事業を積極的に進めていきたいと考えています。

予算の概要ですが、第 1 条は、第 1 表に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を、5 億 4,940 万円とするものでございます。前年度と比較して 11.2%、5,545 万円の増ですが、大きな伸びは、先程ご説明いたしました共同事業に係るものでございます。

次に、議案第 28 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

介護保険事業については、第 5 期事業が、平成 26 年度で終了し、今年度から第 6 期事業となります。介護報酬改定につきましては、2025 年に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、平成 26 年度制度改正を踏まえまして、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス体制の構築といった基本的な考え方に基づき、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえて介護報酬の改定率を全体で 2.27%引き下げることとしております。

一方、本町の第 6 期事業の方向性としましては、第 5 期から開始している介護予防を発展させ、2025 年を見据えて地域包括ケアシステムを構築していくこととしております。第 1 号被保険者数の推移については、年々減少が続くと見込んでおります。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年は 1,093 人で、ピークでありました平成 23 年度と比べますと 158 人の減となっておりますが、要支援・要介護認定者数は年々増加すると見込んでおり、特に要介護 3 以上の増加が見込まれます。そのような状況で、今後 3 年間の標準給付費を約 11 億 8,100 万円として運営を行う予定です。また、それに伴いまして、保険料は年金のみ低所得者には大変な負担をお掛けしますが、前期を大幅に上回る約 1,120 円増の月額 4,980 円を計画をしております。あ、すみません。5,000 円ちょっと超えることを、今、計画しているということでございます。

今後は、地域住民や多様な社会資源と協働して課題の把握・解決を図る仕組みを整備しまして、地域づくりをより一層推進していきたいと考えております。

全体の予算規模は、対前年度比 0.7%増となっております。

第 1 条は、第 1 表に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を 4 億 3,000 万円とするものでございます。

次に、議案第 29 号、平成 27 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、制度発足 8 年目を迎えました。この制度は設立当初から各種の問題が指摘され、いろいろな検討がこれまでになされたことはご承知のとおりでございますが、制度自体が国民の中に十分浸透していることにより、現行制度がそのまま継続されております。

この事業会計では、長崎県の広域連合で決定しました保険料の賦課・徴収分と、かかった医療費に対する町負担金を一般会計からこの特別会計に繰り入れて、それをまとめて広域連合に支出することが、主な業務となっております。ただ、保険料は平成 26 年度から県下全域均一となっております。27 年度まで同様の率を適用した算定となります。医療費が県平均の約半分というこの実態の中で、医療給付費と保険料の在り方について、広域連合や県と調整を図ってまいりましたが、法律改正が必要であることから、なかなか厳しい実情になっております。その代替策と言いますか、新規の保健事業補助金が制定されて、本町もその適用を受けますので、保険料は上がりますが、一方では後期高齢者の各種保健事業の無料化を今後は強化していきたいと考えております。

第 1 条、第 1 表に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を 4,540 万円とするものでございます。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

今年度の予算は、歳入では地域公共交通確保改善事業費補助金、はまゆう分で 12 万 7,000 円の減額、さいかい分 142 万 2,000 円の減額、離島航路構造改革補助金 456 万 1,000 円の減額が主なものでございます。

また歳出では、離島航路構造改革事業にかかる調査事業委託料 432 万円の減額、公債費の償還が前年度で終了したことによる 178 万 1,000 円の減額が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額は、第 1 条のとおり 5,800 万円としております。これは前年比マイナス 8.5%、540 万円の減でございます。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、説明をいたします。

予算内容としましては、安全で安定的な水道水の供給を行える経常的な経費としまして、平成 27 年度の予算総額を第 1 条のとおり、歳入歳出それぞれ 7,810 万円で、前年当初予算に対し 10.5%、920 万円の減額としております。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

下水道の安定した運営を行えるよう、経常的な経費の計上と、昨年からの継続であります、公共下水道台帳作成に引き続き、漁集・農集の台帳の作成を行

い、将来の施設の維持補修に活用すると共に、長寿命化計画の基礎資料として、今後、補助事業による施設の改修に繋がりたいと考えております。

平成 27 年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,870 万円で、前年度当初予算に対し 12.8%、2,480 万円の減額としております。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由を説明いたします。

国では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、医療提供体制づくりに力をいれているところであります。今後、医療・介護サービスを必要とする患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から、在宅医療・介護まで、一連のサービスを確保し、住み慣れた場所で安心して生活できるようにすることが、非常に大きな課題となっております。町内唯一の医療機関である小値賀診療所は、地域が抱える過疎・少子高齢化に対応すべく、診療体制の充実を図り、安定した医療を町民に提供していく役割を今後も継続していく必要があります。

予算編成においては、歳入では、入院患者・外来患者数の減による影響を勘案した診療報酬の算出、歳出では、常勤医師 2 名体制の維持のため、代診医師確保に伴う代診医師謝礼、専門医外来の実施、老朽化した医療器械等の更新を柱とした予算編成を行っております。ますます厳しい運営が予想されますので、引き続き運営の効率化、歳出削減を図ると共に、疾病の早期発見のための検査・予防医療に努めながら、医療サービスの向上と安定した診療所経営を目指していきたいと思っております。

また、第 4 次小値賀町総合計画にもあげております、診療所の建て替えに向けての準備も進めてまいります。

予算の内容で、第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 4 億 1,900 万円としております。

第 2 条は、地方債の規定で、ソフト事業の専門医外来確保事業で 300 万円、医療機械器具購入事業にかかる地方債借入分 200 万円、合計 500 万円を計上しております。

第 3 条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

以上、平成 27 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の概要を説明いたしました。いずれも提案理由の説明は、これで終わりたいと思っておりますが、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については、特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しては、総括的なことに留めおき願いたいと思っております。

議案第 26 号から議案第 33 号までの、平成 27 年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

9 番（伊藤忠之） 一般会計でお伺いをしますが、先程、町長も施政方針とか予算審議の中の説明の中でも、4 月の選挙を迎えての、本来なら人件費と物件費などの事務的経費で納めるところなんです、今回は平成 27 年度分の総合計画によって、その事業を確実に進めなければならないというところで、前年度比よりも 3 億 400 万、マイナス 10.6% で今年度は予算を組んでおります。その中でちょっとお伺いしたいんですが、これは総務課長から前もらった資料ですね、27 年度施行の主要事業の一覧表というのがあります。今回また新しくもらった A4 の大きいやつがあるんですが、この中で、前もらったやつですね、産業振興課の農産物加工場、これが削除されております。そしてまた、建設課で町道の野崎本道道路の測量基本設計、これの業務委託も今度の予算から削除されておりますので、この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

1 点目の農産加工場につきましては、資料を出した時点がですね、状況がまた変わってきてまして、国の補助予算枠が厳しいという状況の中で、新規のものが認め難いという情報が、県のほうを通じて担当課に入ってきましたので、そういうことであれば、年度をずらさざるを得ないかもしれない。それはまあ、まだ今、状況がどう変わるか分からないので、補正予算で上がる可能性もあるかと思っておりますけれども、現時点で当初予算に計上するのがちょっと厳しいなということで、今回計上しておりません。

もう 1 点、野崎の調査につきましては、予算はやる予定で計上しておりますが……。予算書のほうには載っておりますけれども、その一覧表にひょっとして拾い漏れがあったかもしれませんので、その点は申し訳ないと思っております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9 番（伊藤忠之） この農産物加工場は、できれば、今度は補正で振興基金で 1 億ぐらい積み立てておりますけれども、そのようなものを使って、もしできればですね、補助金でやれるもんやったら是非やりたいという気持ちは変わらないんですかね？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今言ったように補助金が 2 分の 1 ございますし、その補助裏には過疎債等もできますので、できるだけ有利な財源を活用して、実施する方向で考えています。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第26号から議案第33号までをこの際、議長を除く9人の委員で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託して、期間は会議規則第46条第1項の規定により、3月6日までに審査を終わるよう期限を付けることにしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第33号、平成27年度小値賀町各会計予算の8件については、議長を除く9人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、3月6日までに審査を終わるよう期限をつけることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、末永一朗議員、宮崎良保議員、松屋治郎議員、近藤育雄議員を指名したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 57 分 —
— 再 開 午 後 2 時 57 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けたので報告します。

委員長に伊藤忠之議員、副委員長に松屋治郎議員、以上のとおりです。

日程第21、発議第3号、地方創生まちづくり特別委員会設置についてを議題と

します。

本案について趣旨説明を求めます。

伊藤 議員

9番（伊藤忠之） 私は、地方創生まちづくり特別委員会設置について、趣旨説明をいたします。

昨年5月、日本創生会議人口問題検討分科会から、2040年までに全国の市町村の半分以上が消滅する可能性があるという衝撃的な報告がありました。その後、人口減少問題が大きくクローズアップされ、国において、まち・ひと・しごとと創生本部の設置、地方創生関連法案の制定に至ったことは、皆さんともご承知のとおりであります。本町の人口につきましても、今後ますます減少していくことが予想されております。このような大幅な人口減少は、産業の活力の低下や消費の縮小、地域集落の消滅など様々な問題を引き起こし、ひいては自治体そのものの存続する危機を及ぼす可能性も否定できません。

これらの課題を克服するために、基礎自治体である市町村の役割はきわめて大きく、地方と国の二人三脚で地方の特徴を最大限に活かした取り組みを求めています。国の施策を積極的に活用して、小値賀町の活性化と急激に進むことが予想される人口減少に歯止めをかけるためには、小値賀町議会は町民の声を聴き、国の地方創生策に対応する調査研究を行い、町民ニーズを反映した政策の立案、提言をすることを目的とし、地方創生まちづくり特別委員会を設置したいということでもあります。

よって、本定例会において、地方創生まちづくり特別委員会設置について、ご提案申し上げます。

本委員会は委員8人で構成し、閉会中においても継続調査ができるよう提案申し上げます。

何卒、慎重にご審議の上、ご賛同をお願いいたします。

これで、趣旨説明を終わります。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 3 時 01 分 —
— 再 開 午 後 3 時 05 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

松屋議員

2番(松屋治郎) 地方創生まちづくり特別委員会設置について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

「まち・ひと・しごと創生」の目的は、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためと言われております。そのもととなったのが、日本創生会議の座長である増田寛也氏が行った報告書であります。その内容は、全国市区町村別の将来推計人口の中で、若年女性 20 歳から 39 歳の人口減少率が 5 割を超える 896 自治体が消滅可能性自治体にあたるとしたことであります。

ちなみに小値賀町の人口は 2010 年で総人口 2,849 人、うち若年女性は 131 人。2040 年では総人口 1,075 人、若年女性は 32 名となっております。このままでは、小値賀町は消滅してしまいます。縄文時代から人々が定住していたと言われる、豊かで自然に恵まれたこの町が、昭和 25 年をピークに人口減少、少子高齢化が進み、過疎化へと突き進んでおります。先人が血と汗で築いた小値賀を、私達は後世に引き継ぐ必要があります。責任があります。幸いにして今回は、国が国策として「まち・ひと・しごと創生案」を作成し、金・人・情報の提供を行うとしており、小値賀町もこの機会を町の再生のための最後で最大の機会と捉え、この「まち・ひと・しごと創生」について、全町民の血と汗と思いをもって、すばらしい戦略を策定し実行することにより、活力ある、また住み良い小値賀を安心して後世に引き継いでもらいたい。そのためには、地方創生まちづくり特別委員会の設置が必要であり、また重要であると思うからであります。

以上、賛成討論を終わります。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 3 号、地方創生まちづくり特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号、地方創生まちづくり特別委員会設置については、

原案のとおり可決されました。

お諮りします。

地方創生まちづくりに関する問題について、8人の委員で構成する地方創生まちづくり特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、8人の委員で構成する地方創生まちづくり特別委員会として設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

この委員会の審査については、審査が終了するまでにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、この委員会の審査は、審査が終了するまでとします。

ただいま設置されました、地方創生まちづくり特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、土川重佳議員、宮崎良保議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、浦英明議員、末永一朗議員、松屋治郎議員、近藤育雄議員を指名したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を地方創生まちづくり特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条第1項の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 3 時 11 分 —
— 再 開 午 後 3 時 11 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

地方創生まちづくり特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に土川重佳議員、副委員長に宮崎良保議員、以上のとおりであります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日3月4日から3月9日まで、予算特別委員会等のため、休会します。

なお、3月10日は、定刻の午前10時から開会します。

ご苦労さまでございました。

— 午 後 3 時 11 分 散 会 —

(散会后、議場において、伊藤議員及び岩坪議員の功労賞伝達)

(表彰状及び記念品贈呈)